

(1)事業の概要等

事業番号	B0401
実施計画事業	
実施計画事業以外の事業	○

令和5年度 事務事業評価シート

事業の概要	事務事業名	消防車両購入事業					担当部			消防本部		
	事業期間	昭和63年度以前	～	令和7年度以降			担当課			消防総務課		
	小牧市まちづくり推進計画(R1年～R4年)	分野別計画編	基本施策	4	展開方向	1	担当係			庶務係		
	予算区分	一般会計	款	9	項	1	目	3	大	4	中	1
	根拠法令・個別計画	消防法・消防組織法・消防力の整備指針・消防用車両の安全基準・消防車両更新計画					事業種別			法定受託系事業		
	目的・成果 (何のために、どのような成果を期待するか)	火災の予防及び警戒、火災の鎮圧、要救助者の救出など、本市における消防の責務を十分に果たすために消防車両が必要である。このため、消防に必要な施設設備について示された「消防力の整備指針」に基づき、経年劣化の状況を踏まえた「消防車両更新計画」を策定し、車両の購入(更新)事業を継続的に進めることで市民の生命、身体及び財産を持続的に守っていくことが出来る。										
	対象 (何・誰を対象に)	更新対象となる消防車両										
	内容・手段 (目的達成のためにどのような事業を実施したか)	<ul style="list-style-type: none"> ●直接経費(令和5・6年度)債務負担行為 はしご自動車取得事業1億4487万円にて入札済 ●直接経費(令和5年度) 高規格救急自動車取得事業3151万5千円にて入札済 <p>【根拠法令等】 消防法・消防組織法・消防力の整備指針・消防用車両の安全基準・消防車両更新計画に基づき、消防本部全体の業務に必要となる消防車両を購入(更新)する。 ※「消防力の整備指針」は消防組織法第37条の規定に基づくもの。 ※「消防用車両の安全基準」は総務省消防庁が日本消防検定協会に検討を依頼し、消防庁から通知されたもので、消防用車両の車種ごと(消防ポンプ車、化学消防車、はしご車)の具体的な安全基準が策定されている。この基準に基づき、メーカーでは災害現場等における過酷な使用条件に耐える消防用自動車を製作し、点検整備内容や車両の耐用年数も示される。 ※「消防車両更新計画」は車両の経年劣化の状況や安全基準を踏まえ、車両ごとの更新年度を定めている消防本部の計画。</p>										
受益者負担	無											

(2)事業費

項目			単位等	R1	R2	R3	R4	R5
直接経費	決算額	財源	一般財源	千円	4,461	28,688	0	29,458
			国・県支出金	千円	—	—	—	—
			その他	千円	—	—	—	—
			計(A)	千円	4,461	28,688	0	29,458
		対前年比	%	—	643.0%	0.0%	—	
	予算額	千円	5,200	28,688	0	29,458	40,000	
人件費		正規職員	人	—	—	—	—	—
		正規職員(平均賃金)	千円	—	—	—	—	—
		その他職員	人	—	—	—	—	—
		その他職員(時給×時間)	千円	—	—	—	—	—
		計(B)	千円	—	—	—	—	—
事業費合計(C=A+B)			千円	4,461	28,688	0	29,458	—

(3)業績

展開方向における指標の推移			基本施策		4		展開方向		1	
指標名		単位	方向性	基準値	R2	R3	R4	R5		
1										
2										
3										

		指標ほか	単位		R1	R2	R3	R4	R5
指標	成果指標			目標					
				実績					
				目標					
				実績					
	活動指標	消防車両更新	台	目標	0	1	0	1	2
				実績	0	1	0	1	
					目標				
					実績				
単 位 あ た り	受益者数(a)		人	—	—	—	—		
	受益者あたり事業費 (=C/a)		円	—	—	—	—		

(4)事業の評価

事業の方向性	縮 小	対象や手段の絞込み等により、事業のボリュームを縮小すべきもの
事業の 評価	事業の達成状況と課題	消防車両更新事業は市民の生命、財産を守るために必要な消防力を維持していくために不可欠な事業である。よって、消防本部では国が定めた消防に必要な消防車両の配置数の基準等が示されている「消防力の整備指針」に基づき、経年劣化の状況と「消防車両の安全基準」を踏まえた「消防車両更新計画」を策定し、計画的に車両更新事業を進めている。
	今後の実施内容	令和6年度に更新予定の本署はしご車について、本市における活動上の有用性や購入価格が抑えられる点などを総合的に検討した結果、35m屈折はしご付き消防自動車から25m屈折はしご付き消防自動車に仕様を変更する。今後の車両購入については、本市の消防車両更新計画を踏まえて、活動上の有用性を総合的に判断し、購入価格が抑えられるように更新を行っていく。
	事務事業評価による額	約55,130 千円 節 17 細節 0 細々節 21 (計算式) 35m屈折はしご付き消防自動車を購入した他市町の消防本部は約2億円で購入していますが、令和5年度入札した、令和6年度購入予定の25m屈折はしご付き消防自動車は1億4487万円でした。